

## 道史編さん大綱

平成30年3月29日知事決定

### 第1 趣旨

この大綱は、北海道史（以下「道史」という。）の編さんを円滑かつ効果的に行うために必要な事項を定めるものとする。

### 第2 編さんの目的

道史の編さんは、郷土の歴史に対する道民の理解と関心を深めるとともに、歴史的な資料を道民共有の貴重な財産として後世に伝え、本道の学術・文化の振興に寄与することを目的とする。

### 第3 編さんの方針

道史の編さんは、次に掲げる方針に基づき行うものとする。

- (1) 本道の歴史的な変遷を日本及び世界の歴史の中に位置付けること。
- (2) 最新の研究成果を取り入れ、高度な学術研究の水準を保つこと。
- (3) できる限り平易な表現で記述するとともに、多くの写真や図版を収録することにより、道民に親しまれるものとする。
- (4) 道内外の広範囲にわたり、資料の調査及び収集を行うほか、収集した資料の保存及び活用を図るとともに、資料の提示に重点を置いた内容とすること。

### 第4 道史の構成

道史は、第二次世界大戦後を主たる対象とする現代史（資料編3巻、通史編1巻又は2巻）を中心として、先史時代以後の歴史について叙述する概説のほか、年表により構成されるものとする。

### 第5 編さんの期間

道史の編さんは、平成30年度から平成39年度までの10年間を目途に行うものとする。

### 第6 編さんの組織

- 1 道史の編さんに関する重要事項について検討するため、道史編さん委員会を置く。
- 2 道史の編さんに係る企画、編集及び調整を行うため、委員で構成される道史編さん企画編集部会を置く。
- 3 道史編さん企画編集部会による編集の方針に基づき、道史の編集及び調査を行うため、必要に応じ、専門委員等で構成される部会を置く。

### 第7 道民への情報提供等

道史の編さんに当たっては、道民の理解と協力を得るため、編さんの進捗状況や調査研究の成果に関する情報を道民に提供するとともに、講演会の開催などの普及活動を行うものとする。

### 第8 庶務

道史の編さんに関する庶務は、総務部法務・法人局法制文書課において処理する。

### 第9 委任

この大綱に定めるもののほか、道史の編さんに関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この大綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 北海道史編さん委員会条例

平成30年3月30日

(北海道条例第5号)

(設置)

第1条 郷土の歴史に対する道民の理解と関心を深めるとともに、歴史的な資料を道民共有の貴重な財産として後世に伝え、もって本道の学術と文化の振興に寄与するよう、北海道史の編さんに関する方策を定め、これを推進するため、知事の附属機関として、北海道史編さん委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、北海道史の編さんに関し、知事の諮問に応じ調査審議するほか、必要に応じ知事に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 歴史の研究に関する団体の役職員

(3) 前2号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 知事は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解任することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会)

第5条 委員会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

(専門委員及び臨時委員)

第6条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは専門委員を、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは臨時委員を置くことができる。

2 専門委員及び臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は当該専門の事項に関する調査審議が終了したとき、臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 知事は、特別の事由があるときは、当該専門の事項又は当該特別の事項に関する調査審議が終了する前であっても、専門委員又は臨時委員を解任することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

# 道史編さん計画

(令和元年7月25日 令和元年度第1回道史編さん委員会決定)

## 第1 趣旨

この計画は、道史の編さんを着実に進めるため、「道史編さん大綱」(平成30年3月29日知事決定)に基づき、刊行の方法や編さんの方針等を具体的に明らかにするものである。

## 第2 構成及び刊行年度

現代史	誌名「北海道現代史」 資料編1(政治・行政) 2024年度 資料編2(産業・経済) 2022年度 資料編3(社会・教育・文化) 2023年度 通史編1(終戦～高度経済成長期) 2025年度 通史編2(安定成長期～低成長期) 2026年度
概説	誌名「北海道クロニクル(副題)」 上巻(考古～近世) 2027年度 下巻(近現代) 2027年度
年表	誌名「北海道史年表」 2027年度

## 第3 刊行の方法

### 1 刊行の考え方

道史を広く普及させ、将来にわたり北海道史の情報源として利活用されることを目指し、従来の紙媒体による刊行・頒布に加え、デジタル技術の進展に応じた提供を積極的に行う。

### 2 紙媒体での刊行

各巻頁見込み		形態	刊行部数
現代史	資料編 資料+解説 1,000頁 口絵・凡例・目次等 50頁 計 1,050頁	A5判 上製本	無償 1,200冊 有償 150冊
	通史編 本文 980頁 口絵・目次・索引等 70頁 計 1,050頁		無償 1,200冊 有償 200冊
概説	各 400頁	A5判 並製本	無償 1,400冊 有償 3,000冊
年表	1,000頁	A5判 並製本	無償 1,200冊 有償 3,000冊

### 3 電子媒体での刊行

(1) 現代史、概説、年表のすべてについて、検索可能なデジタルデータによりインターネット公開することを原則とする。

- (2) 概説及び年表については、今後の技術的進歩や普及状況をふまえながら、電子書籍として頒布することの有用性を検討する。

#### 第4 編さんの方針

##### 1 現代史

- (1) 資料編における掲載資料の選択や、通史編における叙述では、公平で客観的かつ学術的に正確であることに留意する。
- (2) 様々な事象の中から、北海道の特徴や独自性を表すものを、意識的に取り上げる。
- (3) 文献資料を中心に、映像・音声資料や関係者からの聞き取りなど、道内外にわたり広く多彩な調査収集に努める。
- (4) 対象時期は第二次世界大戦後から2003年まで（堀道政期まで）とし、資料編への掲載資料は基本的にこの範囲内にとどめる。ただし、戦前・戦中からの連続性なしには説明が困難な事象や、2003年以降の展開にまで一連の流れとして言及すべき事象は、通史編の叙述の中で補足する。
- (5) 資料編には、各資料ごとに内容や取り上げる意義についての解説を付し、一般道民が興味深く読めるよう配慮する。
- (6) 資料編の掲載資料は、通史編の叙述の論拠や例示になることから、資料編・通史編双方のつながりがわかるように工夫する。
- (7) アイヌ史に関わる部分は、単一の項目に収めるのではなく、各巻各分野の中で過不足なく適切に配置する。
- (8) 貴重な資料を発掘し後世に残すことの意義を認識し、保存に適した収集及び整理を行う。道史編さんで収集した資料は、事業終了後は道立文書館に移管し活用する。

##### 2 概説

- (1) 「新北海道史」以降の研究成果を反映させ、考古から現代に至る北海道史を、新たな視点でわかりやすく叙述する。
- (2) 記述中心の通史型とするが、ビジュアル的要素も取り入れ、一般道民が親しみやすい構成とする。
- (3) 道民が書店等で手軽に購入できるものとする。

##### 3 年表

- (1) 「新北海道史年表」を底本とし、刊行直近年までを収録する。
- (2) 「新北海道史年表」の記載形式を踏襲し、各事項には出典を明示する。
- (3) 道民が書店等で手軽に購入できるものとする。

#### 第5 道民からの情報収集・道民への情報提供

- (1) 資料収集や資料情報の提供には、広く道民の協力を求める。
- (2) 編さんの進捗状況や調査研究の成果は、ホームページで逐次公開する。
- (3) 各巻刊行直後には、委員による講演会を実施し、道史に対する興味関心を深める。